

いまいま

「使命感持ち40年以上 消防功績で藍綬褒章」

北見地区消防組合訓子府消防団の副団長、西山孝正さんが、平成21年秋の褒章で藍綬褒章（消防功績）を受章しました。団員として40年以上、町民の生命と財産を守ってきました。「私個人ではなく、消防団として受章したものと思っています」と話していました。



西山 孝正さん
（日出町 60歳）

西山さんは、昭和43年5月に訓子府消防団に入団し、平成15年12月からは副団長を務めています。火災や事故、災害現場で沈着冷静な判断力を発揮、消火や救助など第一線で活動しているほか、後進の育成、火災予防思想の啓発にも力を入れています。

「高校を卒業後、会社勤めを始めましたが、すぐに近所の消防団員から入団を勧められ、入団しました。20代のとき、冬に火事の発生を知らせるサイレンが鳴り、消防へ走っていました。消防車も雪道にはまりながら現場にたどり着き、寒さの中で消火活動したことなど多くの火災現場が記憶に残っています」
「入団当時は、1年に4、5回も火災が発生していました。いろいろな火災現場に駆けつける中で、町民の生命と財産を守るという使命感がわき、消防団は必要な組織だと感じましたね」
「近年は、団員の高齢化や、少子化などによる若い団員の減少、さらに危機感や使命感の醸成による組織の維持など、消防団を取り巻く状況は厳しい。団長や役員とともに団のさなる結束に向きたい」
西山さんは、養鶏業を営んでいます。生き物相手の仕事だけに年中無休。また、「地産地消」をめざした訓子府の「食」に関する活動にも積極的に参画する中で、副団長として活躍し、今回の受章となりました。
「受章は、ありがたいことですが、私一人の受章ではなく、団全体がいただいたものと受け止めています。ほかの団員の方そして家族に感謝しています」



運動・栄養・休養

前回（10月号）、成年後見制度の利用について概要を紹介しました。今回は、成年後見制度の種類や費用について紹介します。

成年後見制度

成年後見制度は、大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の二つがあります。法定後見制度は、判断能力の程度に依じて「後見」「保佐」「補助」の三つに分かれ、選べるようになっています。

法定後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などで本人の判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所により選ばれた「成年後見人等」が、本人の利益を考えたうえで、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、同意を得ないで行った不利益な法律行為を取り消すなど、本人を保護支援するものです。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公証人の作成する公正

今月の担当 主任介護支援専門員 関口 好子

“ご存知ですか？成年後見制度②”

証書で結んでおくものです。本人の判断能力が低下した後、任意後見人が契約で決めた事務について、家庭裁判所が本人に代わってチェックする監督人を選任し、その監督のもと本人の意思に従った適切な保護・支援をすることが可能になります。

後見制度利用にかかる費用

法定後見制度の申し立てには、申立手数料や登記手数料、郵送料が45,000円、本人の判断能力の程度を確認するために、医師による鑑定を行うため鑑定料が必要になります。鑑定料は個々により異なりますが、おおむね5〜10万円程度となっています。なお、費用負担が困難である方には、町が一部助成を行っています。

任意後見制度契約には、公正証書作成手数料や登記手数料・印紙代などを含め、おおむね2万円程度かかります。

地域包括支援センター（福祉保健課高齢者支援係 ☎ 47-5555）では、個々の事情に応じて、成年後見制度利用についての相談をお受けしています。

介護・支援・予防

わたしたちの国民年金

国民年金保険料は、退職(失業)による特例免除があります

国民年金には、保険料納付が困難で本人、配偶者、世帯主の前年度の所得が一定額以下の方が申請することで、保険料が免除される制度があります。（一部納付制度もありますが、この場合は保険料の一部を納付しなければ未納期間となります）
ただし、失業・倒産・事業廃止(※1)、天災などが原因で所得がなくなったことにより国民年金の保険料が納付できない方は、その事実が確認できる公的機関の証明書など(※2)の写しを添

保険料納付は便利な口座振替で

付していただくと、その方の前年度所得は審査対象外となります。

※1 免除を申請する日の属する年度またはその前年度に失業(離職)された方が対象

※2 雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票・離職者支援資金の貸付決定通知など
申請は役場町民課戸籍年金係または、北見社会保険事務所で行ってください。申請時には公的機関の証明書のほかに年金手帳、印鑑をお持ちください。今年1月1日現在、訓子府町に住所がなかった方は所得調査ができませんので、前住所地で前年の所得を証明するものをお持ちください。

○問合せ 町民課戸籍年金係
(☎ 47-2203 役場1階 窓口1番)

	申請者(本人)の前年所得	配偶者の前年所得	世帯主の前年所得
一般の免除申請	審査対象	審査対象	審査対象
申請者(本人)が失業したことによる特例申請	審査対象外	審査対象	審査対象

※配偶者または世帯主が失業した場合にもそれぞれ所得審査対象外となります

俳句 訓子府俳句会

爽やかや孫の婚祝ぐ舞ひ扇 西 富 北野ミサオ
深秋やうから米寿を正装す 穂 波 蓑島 悠歩
家族して難儀の末の栗おこわ 大 町 住吉 和子
灰白き千し大根に月明り 東 幸 町 吉野 良華
雪虫の短き命白く舞ふ 元 町 山崎 芳子
臨休の学校ひとと銀杏散る 旭 町 相原 陽子
菊日和遺影の母の笑ひじわ 東 幸 町 小林 昭子
桜葉の散り敷く朝の霜白し 東 町 長内 フジ
船上の同期会いま月澄めり 栄 町 堰代ヤヨイ
秋耕し唸るエンジンこだまして 弥 生 梶田 俱子
吊橋を手つなぎ渡る紅葉狩 埼玉 県 飯田 政章
大臣賞笑みの輝く菊花展 西 富 吉村ツヤ子